

子ども・子育て支援新制度における保育所認可について

子ども・子育て支援新制度における保育所の認可については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）で示されており、概要は以下のとおり。

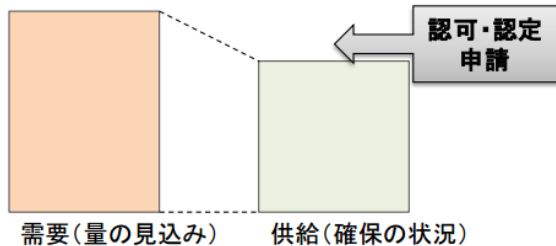
○保育所認可は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（注1）の「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」の状況に応じ、以下のとおり認可を行う。

「量の見込み（需要）」 > 「確保方策（供給）」 → 原則認可

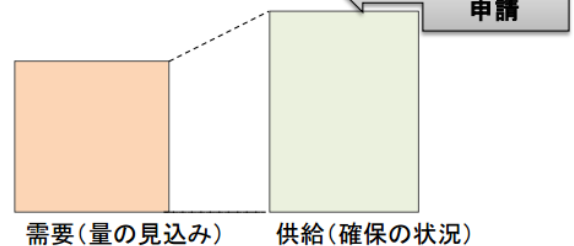
（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

「量の見込み（需要）」 < 「確保方策（供給）」 → 認可を行わないことができる

需要 > 供給 → 原則認可・認定

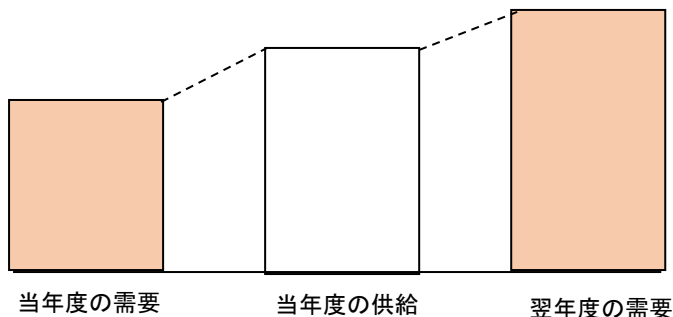


需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



○上記については、当年度の計画において、需要が供給を上回る場合について、原則認可することとなっていたが、今年度内閣府は、待機児童解消のため平成34年度末までに新たに34万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したことを踏まえ、基本指針についても、需要が今年度より翌年度の方が多い場合は、翌年度の需要に基づき認可するよう改正される予定。

翌年度の需要 > 今年度の供給 → 原則認可



（注1）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、市町村計画の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区間ごとに「量の見込み」と「確保方策」を策定する。